

国際学研究科 修士課程研究指導に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、修士課程における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究指導教員)

第2条 研究指導は、国際学研究科教授会（以下「研究科」という。）が研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）として指名した教員によって行われる。

2 指導教員に関して必要な事項は、別に定める。

第3条 指導教員は、学生1名につき主指導教員及び副指導教員を各1名定めるものとする。

2 主指導教員は、研究指導とともに授業科目の履修指導等を行う。

3 副指導教員は、学生の研究に対して指導及び助言を行う。

(指導教員の選択)

第4条 学生は、原則として自らの研究計画に基づき、第2条の指導教員の中から主指導教員を選択することができる。主指導教員の選択については、次のとおりとする。

(1) 研究科は、新入生全員を対象として研究指導オリエンテーションを行う。

(2) 学生は、研究について指導教員と個別に相談することができる。

(3) 学生は、指定された期日に研究計画書及び指導教員選択願いを研究科(事務局)に提出する。

2 研究科は、研究指導体制を検討の上、指導する学生2名を上限として、速やかに主指導教員を決定する。

3 副指導教員については、研究科において研究指導体制を検討の上決定する。

4 研究科は、指導教員を決定した後、速やかに学生に発表する。

(研究指導の方法)

第5条 研究指導は、主指導教員があらかじめ定めた時間に研究内容、経過等に関する学生との個別指導によって行われる。

2 修士論文を作成する者は、「国際学特別演習Ⅱ」を修得済みであること。

(研究報告)

第6条 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過等の報告を求める。

2 報告は、次に掲げる2回の中間報告会をもって行う。

(1) 第1次中間報告会

(2) 第2次中間報告会

(修士論文の提出)

第7条 学則第16条第1項による修士論文の提出は、2年次の1月中旬の指定された日時までに研究科(事務局)に提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。

2 修士論文の作成様式については、別に定める。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、指導教員の発議により、研究科が決定する。

(改廃)

第9条 この施行細則の改廃は、国際学研究科教授会の議を経て国際学研究科長が決定する。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学生については、入学年度施行の細則を適用する。